

群馬県大学図書館協議会会報

第4号

1998年12月25日
群馬県大学図書館協議会発行
〒371-8510
群馬県前橋市荒牧町4-2
群馬大学附属図書館気付
TEL 027-220-7182
FAX 027-220-7184

平成十年度

大学図書館研究会

於 群馬女子短期大学
共催 群馬県図書館協会

本研究会が、平成一〇年一〇月一六日(金)、群馬女子短期大学を会場とし、『資料の電子化と著作権』をテーマに、二一館四〇名を越える参加者を得て開催された。

今回のテーマには、前回のテーマ『大学図書館の電子化について』に引き続き形で、電子化の進展に伴い必然的に生じる著作権の問題が取り上げられた。

研究会は基調講演、研修会の二部構成で、まず、九州芸術工科大学情報設計学科・黒澤節男教授が『大学図書館と著作権』と題する講演をされた。現職に就かれるまで、文化庁、大学図書館に勤務された経験もあり、時には司書としての視点からの指摘もあり今後避けては通れない著作権問題への対応の糸口を与えていただいた。

次に、研修会では群馬女子短期大学図書館横山進一館長による事例報告に続き、講師を交え業務上直面する著作権問題に関して熱心な質疑応答がかわされた。

基調講演

「大学図書館と著作権」

九州芸術工科大学教授

黒澤節男

(講演要旨)

はじめに

●著作権の歴史的背景

・一五世紀グーテンベルク活版印刷の発明(出版者の保護↓)
著作者の保護へのシフト

●著作権制度のあらまし

●形のない財産

・無体財産権(知的所有権・知的財産権)
①工業所有権・産業の発展に寄与(特許権、意匠権、商標権など)

②著作権・文化の発展に寄与
※著作権保護の度合≠文化のパロメーター。

●著作物のいろいろ

・著作物とは? 四つの要件

①思想・感情が込められているもの
②創作的なものの
③表現されたもの
④文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの

・著作物の例示(九種類)
①言語、②音楽、③舞踊又は

無言劇、④美術(絵画・彫刻等)、⑤建築、⑥地図又は図形、⑦映画、⑧写真、⑨プログラム、の著作物。
※インターネットを通じて音楽を発信するときの料金の問題を音楽著作権協会と配信業者とで協議中。

※ビデオ・ゲームソフトも映画の範疇。
※自分のホームページに他人の絵や写真を入れるのは、私的使用とはならず、権利侵害となり許諾が必要。

・その他の著作物
①二次的著作物
※形を変えて別の著作物を創る(翻訳、小説の脚本化、映画化など)。

②編集著作物
※素材の選択・配列に創造性(雑誌・新聞など)。
③データベースの著作物
※昭和六一年の改正より。

④共同著作物
※分離利用不可。
・権利の目的とならない著作物
※誰でも使って構わない著作物(憲法、法令など)。

●著作者
・著作者≠著作物を創作した人

・法人著作・職務著作≡五要件
①法人等の発意 ②業務に従事する者が作成 ③職務上作成 ④法人等の著作名義で公表 ⑤契約・勤務に特段の定めなし。

・共同著作物の著作者
・著作者の推定
※本の表示より、反証がない限り著作者と推定。

・著作権のいろいろ
・著作者人格権
①公表権 ②氏名表示権 ③同一性保持権(著作物の改変が現在問題)

・著作権(財産権)
①複製権 ②上演権・演奏権 ③公衆送信権(平成一〇年一月一日より実施。FAXでの文献送付に関連) ④口述権 ⑤展示権 ⑥上映権・頒布権 ⑦貸与権 ⑧翻訳権・翻案権 ⑨二次的著作物の利用に関する権利。

●著作権の存続期間
・著作物の創作時より著作者の死後五〇年まで。
・無名・変名、団体名義、映画の著作物・公表後五〇年。
・写真の著作物・昨年より、公



表後五〇年↓死後五〇年。
・消滅後の復活はなし。

●著作隣接権

・著作権とは別に保護。
・実演家、レコード制作者、放送事業者、有線放送事業者の権利。

●外国の著作物の保護

・ベルヌ条約、万国著作権条約
・著作物の正しい使い方

・三確認①日本で保護するものか？ ②保護期間中か？

③自由利用に該当するか？

●著作物の自由利用が認められる場合

・私的使用のための複製

※レンタルビデオ店でのコピー

・違法。コンビニ等での文献

複写・当分の間違法とは見なさない。

・図書館等における複製

※コイン式複写機の場合・法律

解釈上はチェックが必要。著作物の一部分・半分くらい

まで「事典などの一項目の半分。雑誌の論文・次号がでたら

前号の一論文は複製可。

●図書館における著作権問題

●図書の出貸 貸与権・当分の間は図書については適用しない。

●図書館等における複製

●FAXによる文献の送信 公衆送信権がはたらく。

※依頼を受けた文献をFAXで送付・郵送と同じ。そのように法改正すべき。

●ビデオテープ・LDをめぐる問題

※権利処理済ビデオの利用

(現在約一六、〇〇〇タイトル)。
●レコード・CDの出貸、ステレオ・コンサート

●ホームページの作成

●電子資料の作成

※オンラインジャーナルの扱い(オンラインジャーナルは図書館資料かどうか？、出版社との契約範囲の問題)。

研究会に参加して

群馬女子短期大学 坂田桂子

本校を会場として研究会が開催されたことは、嬉しくもあり、ちよつぱり恥ずかしくもありました。国立大など先進的な図書館と小規模な図書館が抱える問題には大きな違いがあることに驚きました。さまざまな資料が電子化され、それに対応した新たな著作権も生まれてくることでしょう。

これから問題が増え続けていく著作権法を学びつつ日々の業務に励んでいきたいと思えます。

今回の研究会を機に複写機の利用法についてもさらに検討していきたいです。

群馬県立女子大学 木村佳子

デジタル化、ネットワーク化時代が到来し、著作権法についても議論が盛んである。特に、研究・教育の役割を担う大学図書館は、学術情報の交流(相互利用)が重要であり、その点でも、著作権法と、発達する通信機器、進展するネットワーク化の間で、課題も多い。そのような中、「図書館資料の電子化と著作権」をテーマとした

今回の研究会は、大変意義深いものであった。黒澤先生には貴重なお話を賜り、また、討議の場では、具体的事例について質問、意見交換が活発に行われ、勉強になった。著作権について考えつつ日々の業務にあたりたい。

群馬工業高等専門学校 柴内香織

基調講演と、その後の研修と両方に出席しました。今年度の研究会はテーマが「図書館資料の電子化と著作権」でしたので、今すぐには関係ないなあと思いつつの参加でしたが、黒澤氏の講演は、法律および図書館における権利制限の基本的なところからのお話で、勉強になりました。なかでも「外部のオンラインデータベースは自館の所蔵資料ではないので制限規定の対象ではない」とのご見解に、何か目の覚めるような思いがしました。

後半の研修では、群馬短大図書館における複写サービスの課題について、報告がありました。日本複写権センターからコイン式複写に関する「ガイドライン」が発表されていますが、それも業務量増大・人手不足の今日ではなかなか難しい基準です。日本複写権センターが昨年一〇月に社団法人になり、FAX送信やオンラインデリ

バリに関しても権利を受託するのはといううわさもありますし、今後の国大図協、国公私大図協力委の交渉に期待し、その成果に短大・高専も含めて戴けるといいな

あとと思います。

最後の質疑応答では、自館のこ

とで恐縮ですが図書館所蔵ビデオの図書館外での上映について質問し、黒澤先生に回答を戴きました。ありがとうございます。

高崎商科短期大学 本村理恵子

今回の「図書館資料の電子化と著作権」というテーマは、私にとつてはタイムリーな企画でした。というのも、昨年の文化庁主催の著作権講習会に参加したのをきっかけに、図書館と著作権について、もつと掘り下げてみたいと考えていたからです。

研究会において、黒澤先生の基調講演や横山先生の事例報告、他図書館の皆さんのお話を聞かせていただき、たいへん参考になりました。

私どもの図書館では、著作権に関する事例がほとんどないので、研修会での質疑応答は特に参考になりました。今回の研究会で勉強させていただいたことを自館に持ち帰り、利用者及び図書館職員の著作権に対する意識の向上に役立



●新加盟館紹介

東洋大学板倉図書館

課長補佐 村山英治

群馬県東端

の『水と緑と太陽の町』板倉町に、板倉ニュータウンの中核的存在として、東洋大学板倉校舎が平成九年四月に開学することができました。東武日



光線の新設駅『板倉東洋大前』で下車、駅前に広がる幅四〇mの道路を道なりに七・八分進むと板倉校舎の景観が広がります。国際地域学部・生命科学部という文系、理系学部を併せ持ち、現在二年生まで学んでいます。国際地域学部では留学生も多く学んでいます。

東洋大学板倉図書館は四月から三年目を迎えますが、蔵書は学習用、研究用図書、雑誌を中心に、手軽に読める軽読書、視聴覚資料を収集しています。利用は学生、教職員その他、地域住民の方々にも積極的に利用していただいています。スタッフは館長（本館と兼務）、及び四名の職員で運営しています。業務は閲覧、総務、雑誌、情報管理の係に分かれています。学情登録及び装備については外部委託しています。閲覧カウンターには、

自動貸出・返却装置を一台設置しています。これは貸出、返却、貸出延長が利用者自身で簡単にできるすぐれものです。館内の資料はOPACで検索すると所蔵や貸出状況がわかります。検索の結果、板倉図書館に所蔵されていない他のキャンパス（白山・朝霞・川越）にある資料は取り寄せることができます。学内相互貸借と称し、FAXでの申込みの翌日には板倉図書館に届きます。

資料は専門分野の他、地域に関する資料等を充実させていく方針です。軽読書コーナーや自由文庫（図書館蔵書とは関係なく利用者に運営）コーナーを設けています。来年度には専任教職員著作コーナーを設ける予定です。これは板倉校舎二学部の専任教員の著した著作を一カ所に集め利用しやすくするものです。

図書館システムについては、平成一二年四月スタートを目前に現在、新たな状況に対応でき得るシステムを構築するために検討中です。これは全学で組織する『マルチメディア・ライブラリー・システム検討委員会』で、ハウスキーピング中心から利用者へのサービスを重視するシステムへ移行するとともに、二一世紀初頭に国立国会図書館が関西地区に計画している電子図書館構想や、図書館の電子化を目指した文部省や各大学の学術メディアセンターにも対応できるようにネットワーク機能を重視した新しいシステムの構築を目

指しています。今後に求められる機能、即ち、①出版メディア以外の多様な情報をも受け入れ、提供する、②目録情報（二次情報）だけでなくコンテンツ（一次情報）入手の要求にも対応、③研究室や自宅からもアクセスできること、

④情報の発信もしたい、等々の要求を満足させるためのシステムの充実が必要です。本学は従来、TSSでのオンラインサービスのよりハウスキーピングのオンライン化や、学情システムとの連携による蔵書検索を構築目的としてきました。一方、学術情報センターは平成九年四月よりクライアント／サーバー方式へ切り替え、また、電子図書館システムの利用が本格化し、図書館サービスの有様が変化してきています。このような状況の変化を踏まえ、問題点の整理や改善点を模索してきました。今後はWGでの詳細設計作業を通して新システムをスタートさせる予定です。

板倉町は、地図で見ると埼玉、茨城、栃木各県の境に位置しています。何故ここが群馬県なのか！……と最初は思

いますが、やはり群馬県です。館林市からの延長と実感できる豊かな穀倉地帯や、図書館の二階から仰ぎ見る赤城の連山を見れば……!!



群馬パース看護短期大学

学長 岡田了三

我が国では、医療の充実で平均寿命が伸長し、高齢化が他国以上のスピードで進行しています。また、生活環境の変化や疾病構造の多様化により、看護婦（士）など、保健医療従事者の業務はこれまで以上に専門知識が要求されるようになりました。さらに、在宅看護やホスピスでのターミナルケアの在り方についての関心が高まっている中、患者およびその家族への精神的な援助が極めて重要視されるようになり、人間を受容することが出来る資質（ヒューマニティー）が求められるようになりました。



こういつた社会のニーズに応え、今春、三年制の群馬パース看護短期大学が新設されました。社会の高齢化に対応するためのカリキュラムを設定し、今後求められる看護職員の育成を図っております。

校名にある「パース」はポルトガル語のPAZで平和を意味していますが、同時に、人類・人々のPESSOAS、保健・医療・福祉のASSISTENCIA、貢献・献身のZELOの頭文字三文字でもあります。これは、『人々の保健・医療・福祉に貢献できる人材を育成する』という建学の精神に通じています。

当短期大学では、四つの未来形を特徴として打ち出しています。

第一に、「看護婦(士) 未来形」です。教養と専門の両科目を統合した「総合人間科目」を通して、人間を多角的に学びます。専門科目では、超高齢化社会に対応するため「老年看護学」「在宅看護論」に重点を置いたカリキュラムを編成しております。

第二に「新設校未来形」であります。開学一年目であり、学ぶこと、体験すること全てから伝統を作る喜びが得られることでしょう。

第三は「臨地研修未来形」です。三年次に医療現場での臨地実習が行われますが、現場での体験はそのまま生きた知識と技術になり、実力へつながります。この時は、群馬大学附属病院をはじめ、国立沼田病院、国立渋川病院など県内の各病院の協力を元に、ハイレベルな臨床教育が行われます。

そして、第四の未来形は、「環境未来形」である。本学が立地する群馬県高山村は、日本ロマンチック街道沿いに位置する緑豊かな高原にあり、冬はスキー、夏はゴルフ・乗馬など季節に合わせたアウトドア・スポーツを楽しむことができます。近くには、大理石村ロックハート城、高山温泉などもあり、来年中には県立ぐんま天文台が完成する予定です。

本学は、この四つの未来形を特徴として、学生・教職員だけではなく地域の皆様と一緒に作り上げていきます。

こういった中で本学は、地域と密着した短大作りを目指しています。そして、地域と密着した短大作りの一環として図書館を地域社会に開放しています。しかし、開学して間もないため、蔵書数一万三千冊、閲覧席三六席と、蔵書数が少なく規模も小さいので、利用者の皆様にご迷惑をおかけしている状態です。しかし、今後、看護図書に限らず、医学図書・一般図書等や視聴覚資料も広く収集し、看護短期大学の図書館としての面だけではなく、一般の方々の利用できるような図書館にしていきたいと考えております。

今後の課題としては、他の情報サービスを受けることが可能な環境作りを行うことです。本学は、他の図書館のサービスを利用しにくい場所に立地しており、本学図書館で手に入らない情報を知ることが困難であります。そのため、学術情報センターや他大学の図書館へのアクセスを導入し、また、利用者にインターネットの情報提供サービスを行い、情報の検索システムを整備していくことが必要不可欠だと考えられます。このよう

な、利用者の要求に応えられるような図書館にしていきたいと思えます。



平成10年度予算

収入の部	
前年度繰越	4,677円
会費	100,000円
	(5,000円×20)
群馬県図書館協会	
大学図書館研究会費	30,000円
預金利息	58円
合 計	134,735円
支出の部	
A 事業費	90,000円
1. 大学図書館研究会	30,000円
2. 『会報』印刷費	55,000円
3. 図書館ネットワーク研究会	5,000円
B 事務費	40,000円
1. 会議資料費ほか	25,000円
2. 郵送料・通信費	15,000円
C 予備費	4,735円
合 計	134,735円

平成10年度事業計画

- 相互協力の推進について
 - 『相互協力便覧』『会員名簿』の改訂。
『相互協力便覧』については次年度に向けての改訂を行い、年度末の総会に合わせて刊行する。
『会員名簿』については年度当初に改訂を行い、第1回運営委員会に合わせて刊行する。
 - 所蔵資料及び催し物等に関する情報交換。
加盟館内での利用が見込まれる受入資料、あるいは加盟館が主催する展示会等のイベントに関する情報を『からっ風通信』、また試行的にホームページに載せ、加盟館内での情報交換を促進する。
- 大学図書館研究会のテーマ及び会場について
 - 研究会
テーマ：資料の電子化と著作権
会 場：群馬女子短期大学
内 容：①テーマに関する講演 ②各館の現状 ③事前調査のアンケートに基づく討論等
 - 図書館ネットワーク研究部会
運営委員会での討議に基づき、具体的活動を目指す。
- 『会報』及び『からっ風通信』について
『会報』については年1回刊行する。
『からっ風通信』については、1(2)と併せて情報交換の媒体として有効に活用する。
- 運営委員会、総会の開催について
運営委員会は、平成10年度も群馬大学を会場として開催し、平成10年度総会は、高崎商科短期大学を会場として、平成11年3月に開催を予定する。

編集後記

- ・最近、図書館サービスの質そのものの変化を痛感します。図書館サービスと著作権、眼前にそびえるハードルではあります。
- ・本協議会も新規加盟2館により24館体制に。さらに、活動の充実を目指していきたいと思えます。